

地産地消推進店認証制度 Q&A

Q1： 「地元産の食材」とは、具体的にはどういったものですか。

A1： 「地元産の食材」とは、丹後地域（宮津市、舞鶴市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）で生産（水揚げ）された農林水産物及びそれらを使用した加工品のことをいいます。

なお、加工品については、主な原材料が丹後地域産でない場合であっても、特色ある製造法などによって宮津市の特産品、宮津らしい商品と認められるものは、「地元産の食材」として扱うこととしています。

（例：鯖へしこ、オイルサーディン、世屋みそ、黒ちくわ等）

Q2： 認証基準の中に「地元産食材を主たる食材として使用した料理」とありますが、「主たる食材」とはどのような意味ですか。

A2： 「主たる食材」とは、料理を特徴づける食材という意味で、次のような食材を「主たる食材」としています。

① 料理の主な食材

（例：あじフライ定食 → 鯖）

② 料理名に用いられている食材

（例：へしこチャーハン → 鯖へしこ）

③ 来店者に対して、地元産としてアピールしたい食材

（例：宮津特産のやまのいもを使ったお好み焼き → やまのいも）

Q3： 例えば、海鮮丼の場合の「主たる食材」は、どのように考えたらいいですか。

A3： 海鮮丼にはいろいろな魚介類がご飯の上に載っているので、判断がしにくい料理ですが、魚介類の「品目又は量で半分以上を占めるもの」がひとつの基準となります。

Q4： 認証基準の中に、地元産食材を主たる食材として使用した料理を「常時3品以上提供していること」とありますが、年間を通して常時同じメニューで3品以上提供していなければならないのですか。

また、会席料理やコース料理はどのように数えればいいのですか。

A4： 年間を通して常時同じメニューで3品以上提供していなければならないわけではなく、季節や旬によって食材や料理が変わっても、年間を通

して見れば常に3品は提供していなければならないということです。

もちろん、天候不良等の原因により地元産食材が入手できず、地元産以外の食材で代用する場合も考えられますが、基本的に地元産食材を使用していれば、「常時提供していること」に該当します。

また、会席料理やコース料理は、それらを構成する各料理を1品として数えることもできます。

Q5： 推進店に認証されると、どうなるのですか。

A5： 宮津商工会議所や宮津市役所のホームページや広報誌等を通じてPRして、推進店を応援します。

推進店では、地元産の食材を積極的に使用しその料理をPRするなど、地産地消の推進に一層取り組んでいただくこととしています。

認証書及び認証プレートを交付しますので、店内や店頭がよく見える場所に掲示して、地産地消のPRに努めてください。

Q6： 使用している地元産の食材を、どのように表示すればよいのですか。

A6： 来店者が識別できるよう、メニュー表、店内の表示板等に分かりやすく表示していただくことが必要です。

料理や食材の表示は、お店の雰囲気などにあわせて様々な方法で行われていると思いますので、お店の実情にあわせて表示を行ってください。

Q7： 募集は、毎年行うのですか。

A7： 年1回、募集を行う予定にしています。詳しい日程については、その都度、宮津商工会議所や宮津市役所のホームページ等でお知らせします。(例年、1月頃から2月頃にかけて募集しています。)

平成24年1月からこの制度を開始しており、現在34店舗を認証しています。

Q8： どうやって認証するのですか。

A8： 宮津農水商工観連携会議の委員等で構成する審査会において書面審査を行い、決定します。

また、審査会による審査の前に、実際にお店に伺って確認させていただくこととしています。

Q9： 今回の募集に応募すると、いつ認証されるのですか。

A9： 平成29年3月中に認証を決定し、認証期間は認証の日から平成32年3月31日までとなる予定です。

Q10： 認証期間は3年以内となっておりますが、毎年度実績報告をする必要はありますか。

A10： あります。毎年度3月末までの実績を、翌4月30日までに宮津市地産地消推進店実績報告書（様式第5号）により提出してください。

Q11： 認証期間の満了時に、認証を更新したいときは、再度推進店の認証を申請しなければならないのですか。

A11： 再度申請していただく必要はありません。

認証の更新の際は、宮津市地産地消推進店認証更新届出書（様式第4号）を提出していただくこととしており、この届出により認証は自動更新となります。

更新届出書は、認証期間の満了日の1月前までに提出してください。

Q12： 推進店の認証を辞退することはできますか。

A12： できます。事情により推進店の認証を辞退される場合は、宮津市地産地消推進店認証辞退届出書（様式第6号）を提出してください。

辞退されるときは、認証書及び認証プレートを返還してください。

Q13： 推進店の認証が取り消されることはありますか。

A13： あります。次のような場合に、取り消すこととしています。

- ① 営業を終了したとき。
- ② 認証基準を満たさなくなったとき。
- ③ 毎年度の実績報告を行わなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- ④ その他、推進店としてふさわしくないと認められるとき。

推進店の認証が取り消された場合も、認証書及び認証プレートを返還してください。